



鳥取県公報

平成 23 年 11 月 11 日(金)
第 8 3 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (629) (農地・水保全課) 2
	国土調査の成果の認証 (630) (〃) 2
	地域森林計画の決定予定 (631) (森林・林業総室) 3
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (632・633) (〃) 3
	保安林の指定予定 (4 件) (634～637) (〃) 4
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (638) (空港港湾課) 6
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (639) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (640) (中部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅介護支援事業者の指定 (641) (〃) 7
	指定介護予防サービス事業者の指定 (642) (〃) 8
	開発行為に関する工事の完了 (643) (西部総合事務所生活環境局) 8
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 8
	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 10
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 10

告 示

鳥取県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山畑地土地改良区の定款の変更を平成23年11月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第630号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成20年度及び平成21年度	鳥取市（青谷町河原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町河原の一部	平成23年11月11日
〃	平成21年度及び平成22年度	鳥取市（河原町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町三谷の一部	〃
〃	〃	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	〃
岩 美 町	平成21年度	岩美町（大字浦富の一部〔802〕）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	〃
八 頭 町	平成20年度から平成22年度まで	八頭町（篠波の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町篠波の一部	〃
〃	平成21年度及び平成22年度	八頭町（延命寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町延命寺の一部	〃
〃	〃	八頭町（見槻中、隼郡家及び船岡の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町見槻中、隼郡家及び船岡の各一部	〃
〃	〃	八頭町（佐崎の一部〔903-1・903-2〕）の地籍図及び地籍簿	八頭町佐崎の一部	〃
琴 浦 町	平成13年度から平成22年度まで	琴浦町（大字矢下等7単位区域）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字矢下、大字宮場、大字法万、大字八反田、大字杉地、大字八橋及び大字田越の各一部	〃
〃	平成16年度から平成22年度まで	琴浦町（大字赤碕の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕の一部	〃

江 府 町	平成18年度から 平成22年度まで	江府町（大字武庫の一部 〔601〕）の地籍図及び 地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃
〃	平成20年度から 平成22年度まで	江府町（大字武庫の一部 〔701〕）の地籍図及び 地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成23年11月11日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成23年11月11日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室及び中部総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成23年11月11日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第634号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町赤松字池ノ奥1700の54

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第635号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町赤松字池ノ奥1700の55

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第636号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町長田字王平1052の55、宇松尾頭1103の11、1103の12

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第637号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊成字北原833の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第638号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

大山町

大山町長 森田 増範

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年10月22日鳥取県指令空第200800103593号

3 しゅん功認可の年月日

平成23年11月4日

4 埋立区域

(1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線及び17の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から278度25分39秒、

2,505.85メートルの地点

2の地点 1の地点から170度19分49秒、10.08メートルの地点

3の地点 2の地点から169度15分27秒、10.00メートルの地点

4の地点 3の地点から172度31分20秒、10.01メートルの地点

5の地点 4の地点から168度10分8秒、10.00メートルの地点

6の地点 5の地点から169度22分28秒、10.00メートルの地点

7の地点 6の地点から178度1分15秒、10.11メートルの地点

8の地点 7の地点から159度44分2秒、10.15メートルの地点

9の地点 8の地点から168度44分22秒、10.00メートルの地点

10の地点 9の地点から177度54分45秒、10.10メートルの地点

11の地点 10の地点から169度39分15秒、10.00メートルの地点

12の地点 11の地点から234度23分30秒、7.36メートルの地点

- 13の地点 12の地点から349度41分35秒、19.73メートルの地点
 14の地点 13の地点から77度28分16秒、0.59メートルの地点
 15の地点 14の地点から349度44分21秒、80.85メートルの地点
 16の地点 15の地点から260度05分26秒、3.10メートルの地点
 17の地点 16の地点から348度43分12秒、2.62メートルの地点

(3) 面積

708.46平方メートル

5 関係図書の見場所

大山町農林水産課

鳥取県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月11日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人讃美会	おれんじ湖山居宅介護支援事業所	鳥取市湖山町東四丁目51	平成23年10月31日

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アメニティ株式会社	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	平成23年11月6日	訪問介護
〃	デイサービスセンターまほろば	〃	〃	通所介護

鳥取県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
アメニティ株式会社	居宅介護支援事業所まほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	平成23年11月6日

鳥取県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アメニティ株式会社	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	平成23年11月6日	介護予防訪問介護
〃	デイサービスセンターまほろば	〃	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第643号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成23年9月30日 鳥取県指令第201100100349号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津1465-4
森 秀仁

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成24年2月17日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成24年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成24年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成24年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成24年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成23年12月5日（月）から同月8日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成23年12月8日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成24年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手を貼り付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付

けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であって、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成24年3月14日(水)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成24年3月31日(土)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手を貼り付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7190)に問い合わせること。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年11月11日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成23年11月22日(火)午前11時

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室

3 件名

一般国道9号改築工事(駈馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成23年11月11日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
-----	-----	---------	------	------

平成23年12月16日 午前9時から正午まで	岡山県岡山市北区御津 伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃 等に適合する実包	6人
---------------------------	-----------------------------------	-----------------	----------------------	----

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。